

名古屋サッカー協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本協会は、名古屋サッカー協会と称す。
- 第2条 本協会の事務局は、(〒454-0043) 名古屋市中川区牛立町5-78に置く。
- 第3条 本協会は、サッカー競技の健全なる普及、発展を期し、競技精神の高揚を図ることを目的とする。
- 第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 大会の主催、主管、後援、共催ならびに、これらの運営。
 2. 競技の奨励、普及と競技技術の研究並びに指導。
 3. 審判技術の研究及び審判員の養成、派遣。
 4. その他本協会の目的達成に必要な事項。

第2章 役 員

- 第5条 本協会に次の役員を置く。
会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、理事 若干名、財務 1名、監事2名
なお、本協会に副理事長を置くことができる。
- 第6条 会長、副会長は、理事会の推挙によって定める。会長は、本協会を代表し会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は業務を代行する。
- 第7条 理事は、学識経験者と各種連盟、各委員会より選出された者で、理事会の推挙によって定める。
- 第8条 理事長は、理事の互選により定める。理事長は会長の命に依り、一般業務の遂行について、その責に任じ本協会の一般業務と統括を行う。
- 第9条 財務は、理事の互選により定める。会計は本協会の経費全般に関する統括管理の責に任じ、日常業務を処理する。
- 第10条 理事は、理事長の命により、その責に任じ、一般業務の処理を行う。
- 第11条 監事は、会長が之を委嘱する。監事は本協会の業務及び財産に関し、次の事項の業務を行う。
1. 本協会の会計の監査
 2. 理事会の業務遂行状況の監査
- 第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、直ちに、理事会にて選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 理 事 会

- 第13条 総会は、会長が各理事を召集し、下記の重要事項について審議決定する。
1. 役員の選出
 2. 事業計画及び収支予算
 3. 事業報告及び決算報告
 4. 協会規約の改廃、施行に関する内規の制定
 5. その他、重要な事項
- 第14条 総会の決議は、理事会出席者の過半数を以て決定される。
- 第15条 一般及び日常事項を審議するため、理事長は関係役員を召集して、役員会を開催することができる。

第4章 会 計

- 第16条 本協会の経費は、加盟金、交付金、事業に伴う収入、寄付金及びその他の収入を以て之に当てる。
加盟金は別途定めるものとする。

第5章 処 罰

- 第17条 本協会の規約を遵守せず、規律秩序を乱した団体又は個人について、理事会の決定により、その資格の停止又は除名することがある。

第6章 雑 則

- 第18条 本協会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日とする。
- 第19条 本協会規約の履行に際し、詳細内規が必要な場合は個々に定めるものとする。
- 附 則 本規約は2014年5月1日から実施する。